

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成30年伊勢崎市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第7条の規則で定める土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとし、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる者)

第4条 条例第8条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定による認可を受けた者、同法第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項の規定による認可を受けた区画整理会社

(3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社

(4) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (8) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が地方公共団体に準ずる者として認めたもの

2 前項第9号の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
(法令等の規定に基づく土砂等の埋立て等)

第5条 条例第8条第1項第3号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けて行う埋立て等
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の6第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定による認定を受けて行う埋立て等
- (3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けて行う埋立て等
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可（同法第34条の2第1項の規定により許可があったとみなされる場合を含む。）を受けて行う埋立て等
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けて行う埋立て等

(6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずるものとして市長が認める埋立て等

(一時仮置き事業の届出)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定による届出は、土砂等の搬入を行う 10 日前までに、一時仮置き事業届出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図

(2) 土砂等の搬入計画書及び搬出計画書

(3) 土地の現況写真（2 方向以上から撮影したものとする。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類又は図面等

(土砂等の搬入計画の届出を要しない土砂等の埋立て等)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項第 6 号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実管理行為として行う土砂等の埋立て等

(3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取され、購入した土砂等（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂等の埋立て等

(4) 本市が発注する工事により排出され、又は採取された土砂等を、当該工事の区域外に直接搬入して当該土砂等のみを用いて行う埋立て等であって、当該埋立て等を行う 10 日前までに伊勢崎市発注工事排出土砂等置き場事前届出書（様式第 2 号）により市長に届け出たもの

(届出書の様式等)

第 8 条 条例第 8 条第 2 項の届出書は小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式第 3 号）とし、その提出期限は小規模埋立等事業開始の日の 30 日前までとする。

2 条例第8条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立等区域の位置を示す図面
- (2) 埋立等区域の付近の見取図
- (3) 条例第8条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
- (4) 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (5) 埋立等区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (7) 埋立等区域の計画平面図、計画断面図
- (8) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (9) 土地の現況写真（2方向以上から撮影したものとする。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（土砂等の搬入計画の変更の届出）

第9条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模埋立等事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 条例第8条第2項第5号の埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

2 条例第9条第1項の規定による届出書は小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書（様式第4号）とし、事業の変更を行う日の10日前までに、第8条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて提出するものとする。

3 条例第9条第2項の変更に係る届出書は、小規模埋立等事業に係る搬入計画軽微変更届出書（様式第5号）とし、変更があった日から14日以内に変更に係る事項に関するものを添えて提出するものとする。

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模埋立等事業に係る搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
ア 被相続人との続柄を証する書類

イ 承継した者の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 合併契約書又は分割契約書の写し

イ 法人の登記事項証明書

ウ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、
現に行っている事業の概要を説明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(土砂等の搬入の事前届出)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項本文の規定による届出は、土砂等搬入届出書(様式第6号)により行うものとし、搬入しようとする日の10日前までに行うものとする。

3 条例第10条第2項第1号の規則に定める基準は、第11条に規定する基準とする。

4 条例第10条第2項第1号の書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書(様式第7号)とする。

5 条例第10条第2項第2号本文の書面は、次に掲げるものとする。

(1) 搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 検体試料採取調書(様式第8号)

(3) 計量士(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)であるものに限る。第15条第1項第2号において同じ。)が発行した土壌検査証明書(様式第9号。第15条第1項第1号において「土壌検査証明書」という。)とする。

6 前項第1号の規定により採取した土砂等の土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものと

する。

7 条例第10条第2項第2号イの規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

8 条例第10条第2項第2号イの書面は、土砂等に係る売渡し譲渡証明書(様式第10号)又はこれに準ずる書面とする。

(性状基準)

第11条 条例第10条第2項第1号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。)に該当する性状であるものとする。

(小規模埋立等事業の完了等の手続)

第12条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

(1) 小規模埋立等事業を完了したとき 小規模埋立等事業完了届出書(様式第11号)

(2) 小規模埋立等事業を廃止し、又は休止したとき小規模埋立等事業廃止(休止)届出書(様式第12号)

(3) 休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき 小規模埋立等事業再開届出書(様式第13号)

2 前項各号に掲げる届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出するものとする。

(1) 小規模埋立等事業完了届出書 小規模特定事業を完了した日から10日を経過する日

(2) 小規模埋立等事業廃止(休止)届出書 小規模特定事業を廃止し、又は休止した日から10日を経過する日

(3) 小規模埋立等事業再開届出書 小規模特定事業を再開する日の10日前の日

3 前項第1号及び第2号の届出書には、埋立等区域の出来形に関する図面（前項第2号の届出書にあつては、埋立等区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。

（土壌検査）

第13条 条例第12条第4項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 埋立等区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等の埋立て等を行う区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該区域の境界との中間地点4地点）の土壌について行うこと。

（2） 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し1つの試料とすること。

（3） 埋立等区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

（水質検査）

第14条 条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第12条の規則で定める水質検査は、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

（土壌検査及び水質検査の報告）

第15条 条例第13条第1項の規定による報告及び条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第13条の規定による報告は、埋立等区域内土壌検査等報告書（様式第14号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

（1） 土壌検査 当該土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに条例第12条第3項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書

（2） 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及

び現場写真並びに条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第12条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（様式第15号）

2 条例第13条第1項の規則で定める日及び条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第13条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 条例第12条第1項の規定により行う土壌検査又は条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第12条第1項の規定により行う水質検査 条例第12条第1項各号に該当する日から1月を経過する日

(2) 条例第12条第2項の規定により行う土壌検査又は条例第14条の規定により読み替えて準用する条例第12条第2項の規定により行う水質検査 条例第12条第2項に該当する日から1月を経過する日

（書類の備置き等）

第16条 条例第15条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第8条第2項の届出書（条例第9条第1項の変更の届出をした場合にあっては、この届出書を含む。）の写し

(2) 第9条第3項の小規模埋立等事業軽微変更届出書の写し

(3) 第10条第2項の土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

(4) 前条第1項の埋立等区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

（改善勧告）

第17条 条例第16条の規定による改善の勧告は、小規模埋立等事業改善勧告書（様式第16号）により行うものとする。

（改善命令）

第18条 条例第17条の規定による改善の命令は、小規模埋立等事業改善命令書（様式第17号）により行うものとする。

（措置命令）

第19条 条例第18条の規定による措置の命令は、いずれも小規模埋立等事業措置命令書（様式第18号）により行うものとする。

(身分証明書)

第20条 条例第20条第3項の身分を示す証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1シスー1，2ジクロロエチレンの項及び別表第2シスー1，2ジクロロエチレンの項の改正規定並びに様式第17号及び様式第29号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第8号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第7号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第28号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第36号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規則第10号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第33号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規定に基づく様式

による用紙は、当分の間、この規則による改正後の様式による用紙とみなし、
 所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条、第10条、第13条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 14.3、14.4 又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては日本産業規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、日本産業規格K0102-4 7.2.6に定める方法により測定する場合において、日本産業規格K0102-4 7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法

六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K 0102-3 24.3 (日本産業規格 K 0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。) に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下 (埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地 (田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。) である場合にあつては、検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料 1 キログラムにつき15ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格 K 0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令 (昭和50年総理府令第31号) 第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあつては、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令 (昭和47年総理府令第66号) 第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチ レン	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準につ いて（平成9年環境庁告示第10号。以 下「平成9年環境庁告示第10号」とい う。）付表に掲げる方法
1, 2-ジ クロロエタ ン	検液 1 リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジ クロロエチ レン	検液 1 リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
1, 2-ジ クロロエチ レン	検液 1 リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、ト ランス体にあつては日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1 -トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロ エチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロ ロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジ クロロプロ ペン	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法

チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K 0102-3 26.2、26.3 又は26.4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格 K 0102-2 5.2及び 5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質と してハロゲン化合物又はハロゲン化水 素が多量に含まれる試料を測定する場 合にあつては、蒸留試薬溶液として、 水約200m l に硫酸10m l、りん酸60 m l 及び塩化ナトリウム10 g を溶かし た溶液とグリセリン250m l を混合 し、水を加えて1,000m l としたもの を用い、日本産業規格 K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のライン を追加する。）に定める方法又は日本 産業規格 K 0102-2 5.2（蒸留操作を 行う場合にあつては、フェノールフタ レイン溶液を加えず、p H 試験紙によ って液性を判別する。懸濁物質及びイ オンクロマトグラフ法で妨害となる物 質が共存しないことを確認した場合に あつては、蒸留操作を省略することが

		できる。)及び日本産業規格K0102-2 5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6 に定める方法
1,4-ジオ キサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲 げる方法

備考

- (1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- (2) この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

別表第2 (第14条関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
有機燐	日本産業規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあつては日本産業規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、日本産業規格K0102-4 7.2.6に定める方法により測定する場合において、日本産業規格K0102-4 7.2.2のクリーン

	アップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)
鉛	日本産業規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102-3 24.3（日本産業規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

1, 1, 1-トリクロロエタン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格 K 0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K 0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格 K 0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格 K 0102-2 5.2（蒸留操作を

	行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び日本産業規格K0102-2 5.5に定める方法
ほう素	日本産業規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1 12に定める方法

備考

- (1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- (2) この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。